



2015年9月14日
発行：福島県庁 避難者支援課 ☎024-523-4157

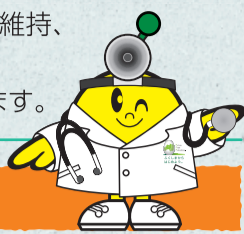
※この広報紙は「クウェート救援金」を財源の一部として発行しています。

福島県が発行する「ふくしまの今」が分かる新聞では、県内に居住している皆さま、福島県内外に避難されている皆さま、そして被災者・避難者支援に携わる多くの皆さまへ、避難者支援の状況や福島の復興への動きなど「ふくしまの今」が分かる情報をお届けします。

ふくしまの健康を守るために

ふくしまの健康
維持と増進

福島県では、県民の健康を見守り、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的とした「県民健康調査」を実施しています。今号では、県民健康調査のうち甲状腺検査についてご紹介します。



▶ 甲状腺検査について

チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんがあります。これを踏まえ、福島県では子どもたちの健康を長期的に見守るため、甲状腺検査を実施しています。

甲状腺検査は先行検査（甲状腺の状態を把握するため実施）と本格検査（先行検査と比較するため実施）の2種類があります。検査では、一次検査で超音波検査を行い、検査の結果BまたはC判定となった場合は二次検査となります（先行・本格検査共通）。二次検査では、より詳細な超音波検査や血液、尿検査など更に詳しく検査します。

実施計画

先行検査 平成23年度～25年度

検査1回目 **終了**

対象者は、平成4年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた福島県民

本格検査 平成26年度～27年度

検査2回目 **実施中**

対象者に、平成23年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた福島県民を追加

本格検査 平成28年度～

検査3回目以降

20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに継続して検査を実施

先行検査・本格検査 一次検査の結果（平成27年6月末現在）

判定区分	判定内容	先行検査		本格検査	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
A判定	A1 結節やのう胞が認められなかったもの	154,606	51.5%	63,884	41.6%
	A2 5.0mm以下の結節や20.0mm以下ののう胞	143,576	47.8%	88,570	57.6%*
B判定	5.1mm以上の結節や20.1mm以上ののう胞	2,293	0.8%	1,223	0.8%
C判定	直ちに二次検査を要するもの	1	0.0%	0	0.0%
結果確定数		300,476	—	153,677	—

本格検査はまだ途中ですが、先行検査に比べてA2判定の割合が増えています。これは、本格検査の受診者のうち、のう胞が見られる傾向が高い小学生から中学生の受診の割合が多いためと考えられます。

先行検査結果に対する見解（「県民健康調査」検討委員会 甲状腺検査評価部会）

福島県内で子どもの甲状腺がんが見つっていますが、

被ばくリスクが高いといわれる、年齢の低い方の発症が少ない

浜通り、中通り、会津地方間の甲状腺がんの割合に地域差が見られていない

福島での被ばく線量が低いことが分かっていた

といった理由から、現段階では、放射線の影響は考えにくいと評価されています。しかし、低線量の放射線の影響をみるためには、長期間経過を見守る必要があります。今後も健康管理のために継続して甲状腺検査を受診することが必要です。

参考 福島県外3県における甲状腺有所見率調査結果

環境省において、福島県外3県の一定数の方に甲状腺の超音波検査を実施しました。

実施期間	平成24年11月～平成25年3月
対象地域	●青森県弘前市 ●山梨県甲府市 ●長崎県長崎市
調査対象者	3～18歳の者 4,365人
調査方法	●福島県が行う県民健康調査と同等の水準の甲状腺超音波検査を対象者に実施。 ●検査結果については、県民健康調査と同様の基準で判定し、調査対象地域における甲状腺ののう胞等の頻度を算出。

調査結果

A1	1,853人(42.5%)
A2	2,468人(56.5%)
B	44人(1.0%)
C	0人(0.0%)

出典：環境省報道発表資料

県民健康調査甲状腺検査対象となっている方へ

避難先で転居された場合は、住民票や避難者情報システム等の届出のほかに、お手数でも福島県立医科大学までお知らせください。※検査の同意書や甲状腺通信等で既に変更の届出をされている場合は、手続きは不要です。

問 福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター
☎024-549-5130(土日・祝日を除く 9時～17時)

福島県立医科大学のWEBサイトや「甲状腺通信」同封ハガキでも、変更の手続きが可能です。

甲状腺検査 住所等変更

検索

▶ 「県民健康調査甲状腺検査サポート事業」を開始しました

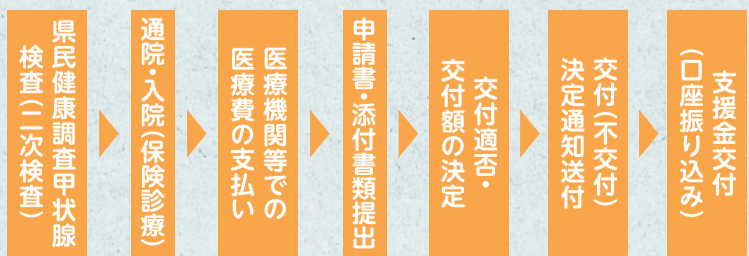
福島県では平成27年7月10日から、「県民健康調査甲状腺検査サポート事業」を実施しています。

甲状腺検査の二次検査後に生じた経済的負担に対して支援を行うとともに、保険診療に係る診療情報を県民健康調査の基礎資料として活用し、県民の皆さまの健康の維持、増進を図ります。

- 対象者
- ① 県民健康調査甲状腺検査を受けている方。
 - ② 県民健康調査甲状腺検査の二次検査において、甲状腺しこり等（結節性病変）があり、経過観察や治療を医師から勧められている方。
 - ③ 甲状腺検査二次検査実施医療機関またはその医療機関から紹介のあった医療機関に通院・入院している（していた）方。

※他の公的制度（県や市町村が実施する「こどもの医療費助成事業」「生活保護」等）で医療費の全額助成を受けている場合は対象外となります。

■ 支援金の申請から交付までの流れ



※交付まで時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

問 福島県庁 県民健康調査課
☎024-521-7958

福島県 県民健康調査課

検索

甲状腺検査の心のケアとサポート

説明会では多くの方から甲状腺がんに関する不安の声が寄せられます。甲状腺は一般の方にはあまり知られていない臓器ですし、親御さん方が不安を持たれるのは当然のことだと思います。このことから、説明会ではフェイス・トゥ・フェイスでご説明して、検査の目的や結果の考え方について「納得」していただくことが重要だと考えています。不安をゼロにすることはできませんが、専門家に話すだけでは

で解消できる不安があると思います。不安があるときにはひとり抱え込まず、ぜひ説明会の機会やコールセンターを利用するなど、遠慮なくご相談いただければと思います。

原発事故によって、福島の子も私たちは「特殊な経験」を余儀なくされていると思います。その一方で、子どもたちが健康へのリスクや甲状腺検査について学び、その中で正しい情報を得て冷静な判断や意思決定をできるような大人へと成長していつか役割を担っていると私たちは考えています。

福島県立医科大学の先生にお話を伺いました



福島県立医科大学
放射線健康管理学講座准教授
放射線医学県民健康管理センター 甲状腺検査推進室長
みどりかわ さなえ
緑川 早苗先生 県民健康調査 超音波健診車

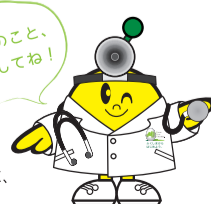
甲状腺検査における一次検査や心のケア・サポート等を担当。主に保護者の方を対象とした出張説明会に加え、学校での出前授業、避難者交流会における検査についての説明会を実施しています。

甲状腺検査に関するお問い合わせ

問 福島県立医科大学
放射線医学県民健康管理センター
☎024-549-5130
(土日・祝日を除く 9時～17時)
✉kenkan@fmu.ac.jp

※お問い合わせやご相談の内容によっては、お返事を差し上げるまでに、数日いただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

甲状腺検査のこと、気軽に相談してね!



東京電力は、6月12日の閣議決定で改訂された福島復興指針に基づく国の指導を踏まえ、8月26日に精神的損害等の追加賠償の受付開始について発表しました。

対象者

原発事故発生時の生活の本拠が、避難指示解除準備区域及び居住制限区域(ただし大熊町及び双葉町を除く)にあった方で、避難の継続を余儀なくされている方 ※田村市及び川内村の旧避難指示解除準備区域の方についても対象。

追加される賠償

- 避難生活等による精神的損害の賠償
○その他実費等(避難・帰宅に係る費用相当額及び家賃に係る費用相当額)

賠償対象期間

原発事故後6年に相当期間1年を加えた平成30年3月まで(包括請求方式により既に支払い済みの期間は除外)

帰還困難区域等における追加賠償について

帰還困難区域、大熊町及び双葉町の避難指示解除準備区域や居住制限区域に生活の本拠があった方で、避難を継続されている方に対し、避難・帰宅に係る費用相当額及び家賃に係る費用相当額が、平成30年3月まで賠償されます。

賠償請求手続きについては、下記「東京電力株式会社ご相談専用ダイヤル」にお問い合わせください。

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室(コールセンター) 0120-926-404(毎日9時~21時)



原子力損害賠償紛争解決センターからのお知らせ

中立、公正な公的機関「原子力損害賠償紛争解決(ADR)センター」が無料で仲介します



原子力事故による損害賠償について、東京電力が提示する条件では合意できない・東京電力に被害を申し出たが賠償されない・裁判をするのは手続きが難しいと感じられる方に対して、ADRセンターでは個別の事情に応じた和解の仲介業務を行っています。どなたでも申立てができますので、ぜひご利用ください。

ADRセンターとはどんな組織ですか。

当センターは、東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故により被害を受けた方々の原子力事業者(東京電力)に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として文部科学省のもとに設置された公的な紛争解決機関です。当センターは①中立・公正な立場の仲介委員(弁護士)が当事者の間に入り、②裁判よりも手続きが簡便で、御本人様お一人でも申立てができ、③仲介費用は無料で(ただし、送料などの実費は発生します)ご利用いただけます。

「申立て」について詳しく教えてください。

平成26年は5,217件の申立てがありました。標準的な申立てでは半年程度で解決しています。これまで仲介手続きを終了した案件(14,402件)のうち、8割強(12,035件)が和解成立に至っています(平成27年8月14日現在の件数)。東京電力に請求中の損害であっても、同時に紛争解決センターに申し立てることは可能です。また、直接請求で既に合意した件について、申し立てることも可能です。

これまでの賠償事例について教えてください。

ホームページで、個人・事業者、損害項目等により分類した和解事例をご覧ください。

ADR 和解事例 検索

一例として以下をご紹介します。

個人の方(精神的損害)

旧警戒区域から避難した複数の母子家庭世帯について、母子家庭で就労する母親や保育を要する子らに関して、原発事故前には親族、社会から得られていた周囲のサポート環境や就労環境の原発事故後の悪化等の事情に応じて、精神的損害の月額3割から9割の増額が認められた事例(和解事例816)。

原子力損害賠償紛争解決センター(申立てに関する問い合わせ窓口) 0120-377-155(平日10時~17時)

または、皆さまの最寄りの事務所・支所にお越しください。

- 福島事務所(郡山市方八町郡中東ビル2階) ● 東北支所(福島市市民会館503号室) ● 会津支所(会津若松市一貫町松長1-17-62)
● いわき支所(いわき市文化センター第2会議室) ● 相双支所(南相馬市役所北庁舎2階)

支援生活復興支援資金の貸付

東日本大震災により被災した低所得者世帯の生活の復興を支援するため、当面の生活に必要な経費等を対象とする「生活復興支援資金」の貸付を行っています。

資金の種類

- ①一時生活支援費(生活の復興の際に必要な当面の生活費)
単身世帯:月15万円以内
複数世帯:月20万円以内
最大6カ月以内
②生活再建費(住居の移転費用、家具什器費等)80万円以内
③住宅補修費(住宅の補修費用)250万円以内

償還期間

貸付日から20年以内(貸付金額に応じて期間が異なります)

貸付金利子

無利子。連帯保証人がいない場合は年1.5%の有利子。

貸付対象者

次の要件を満たす低所得世帯の生計中心者
○東日本大震災による「被災証明書」または「被災証明書」が発行されている世帯または震災発生時の居住地が原発事故に伴う警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域であることが確認できる世帯であること。ただし、高速道路無料化に伴う「被災証明書」は不可。

○震災前まで生計を維持していた低所得世帯、または震災により低所得となった世帯であること(同世帯の方が別々に借入することはできないので世帯の生計中心者が居住地でお申し込みください)。
○生活再建後は、就労収入等により償還(返済)が見込めること。

貸付相談窓口

現在お住まいの市区町村(県内外)の社会福祉協議会へご相談ください。なお、転居費用の借入を希望される場合は、転居予定先の市区町村社会福祉協議会へご相談ください。

楢葉町避難指示の解除

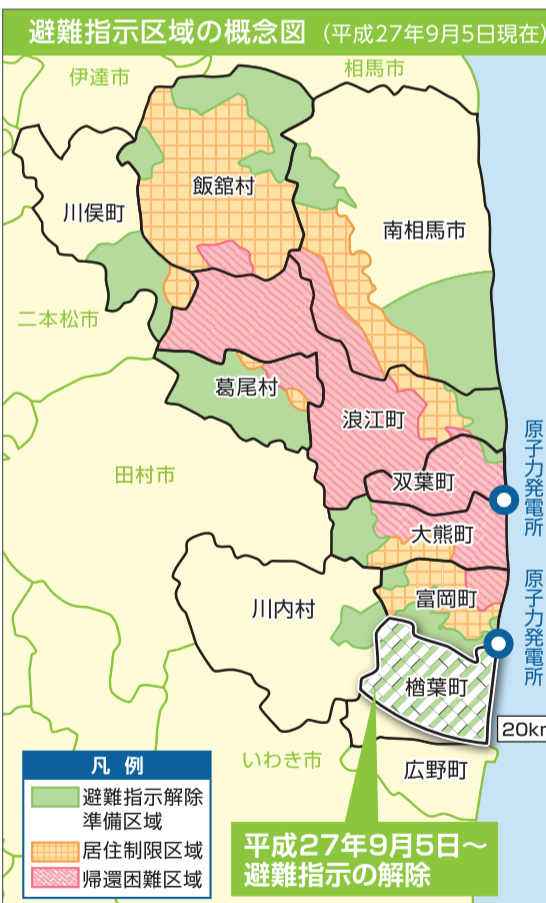
東京電力福島第一原子力発電所の事故からおよそ4年半の間、全町域が避難を余儀なくされてきた楢葉町の避難指示が、9月5日に解除されました。

田村市都路地区、川内村(一部を除く)に続く解除で、解除された区域の人口が約7千人と、これまでで最大の規模です。

県は、一人でも多くの方にふるさとに戻っていただけるよう、県立診療所の整備をはじめとして、これからの安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。

県立診療所の整備

住民の皆さんが安心して暮らすためには、医療の確保は不可欠です。県は、楢葉町が住民のための生活拠点として整備を進めているコンパクトタウンに、県立診療所「ふたば復興診療所(仮称)」を開設します。診療科は、内科と整形外科の2科体制で、9月に建築工事に着手、来年2月オープンの予定となっています。



※避難指示に関する詳細は、福島県のWEBサイトをご覧ください。 福島県 避難指示 検索

読者アンケート

アンケートにご協力いただいた方の中から抽選で10名様に、プレゼントが当たります!



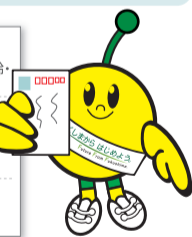
この新聞が届くことで、遠く離れた土地に居ても福島といつまでもつながっている感じがあってうれしいです!! (三重県 40代 女性)

福島の復興についてどんどん発信してってください。 (埼玉県 40代 男性)

郵便はがきに「この記事はよかったです!」(記事名や感想等。今号以外の記事でもOK)「今後、このような情報が知りたい!」といったご意見をお書きのうえ、住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記して下の宛先までお送りください。

960-8670

- ①住所・氏名・年齢・性別・電話番号
②印象に残った記事・感想
③取り上げてほしい情報
④その他ご意見



応募先 〒960-8670 福島県庁 避難者支援課「読者アンケート」係 締切 10月31日(土) ※当日消印有効

※お預かりした個人情報はプレゼントの発送のみに使用いたします。 ※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

ふくしま 避難者交流会 開催

福島県主催、東京都と公財さわやか福祉財団の共催で、首都圏に避難されている方々を対象にした交流会を開催します。皆さん、ぜひふるさと笑顔に会いに来てください。



昨年開催された「交流会」の様子

日時 10月17日(土) 14時~17時
場所 東京国際フォーラムホールD5 (東京都千代田区丸の内3-5-1)
内容 ふるさと交流会、専門家による個別相談会、パネル写真展等
福島県庁 避難者支援課 024-523-4250

同時開催 大交流フェア

福島県の魅力と元気を発信する首都圏最大のPRイベント! 物販や体験ブースが多数立ち並び、お楽しみいただけます。未来へ向かってチャレンジする福島をぜひ感じてください。

同時開催 合同就職面接会 in 東京2015

福島労働局は県内企業に働きかけ、県外避難者・U・Iターン希望者、大卒者等を対象に合同就職面接会を開催します。

日時 10月17日(土) 12時30分~15時
場所 東京国際フォーラムホールD1

対象者 ○福島県内に就職を希望する方
○首都圏等に居住する福島県からの避難者
○大学・短大・各種専門学校等の新規卒業予定(既卒者含む)の方

福島労働局職業対策課 024-529-5438